

# 新たなPPP/PFI事業に関する説明会 説明資料

---

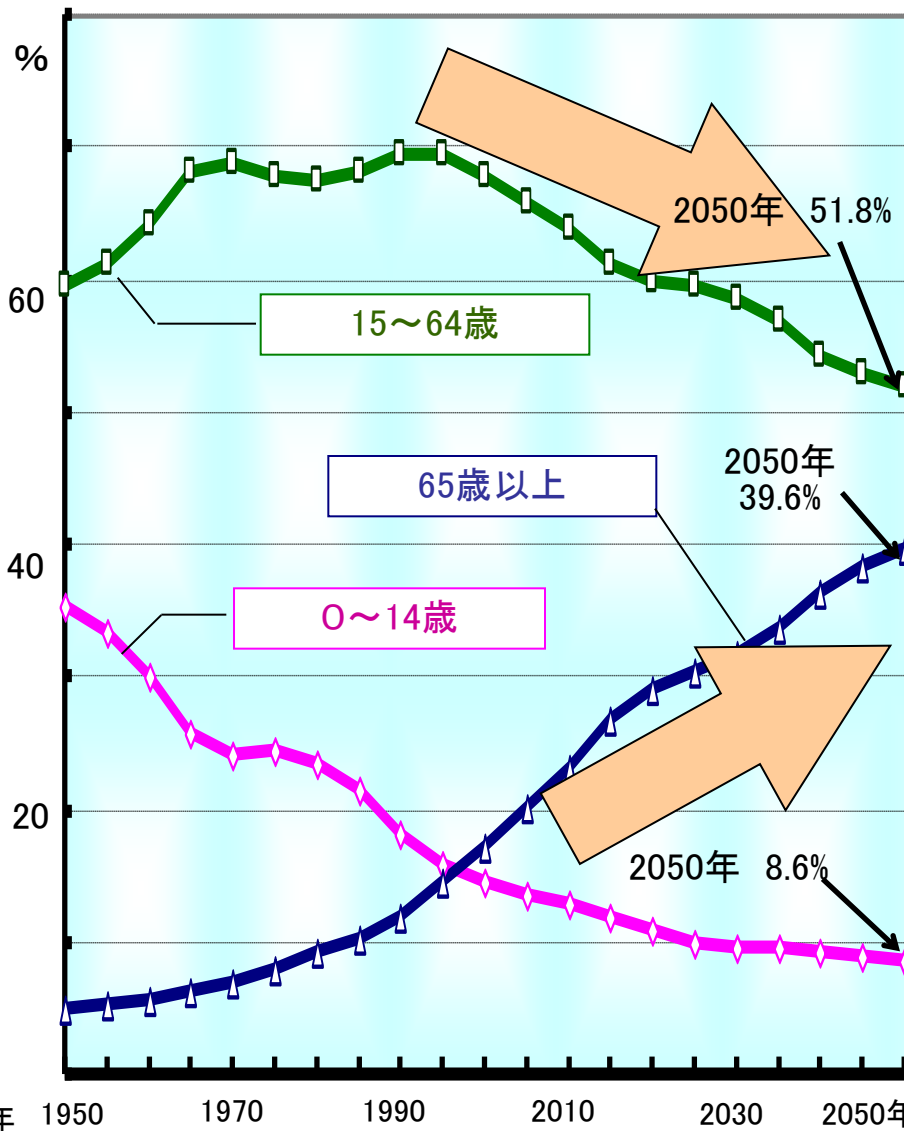
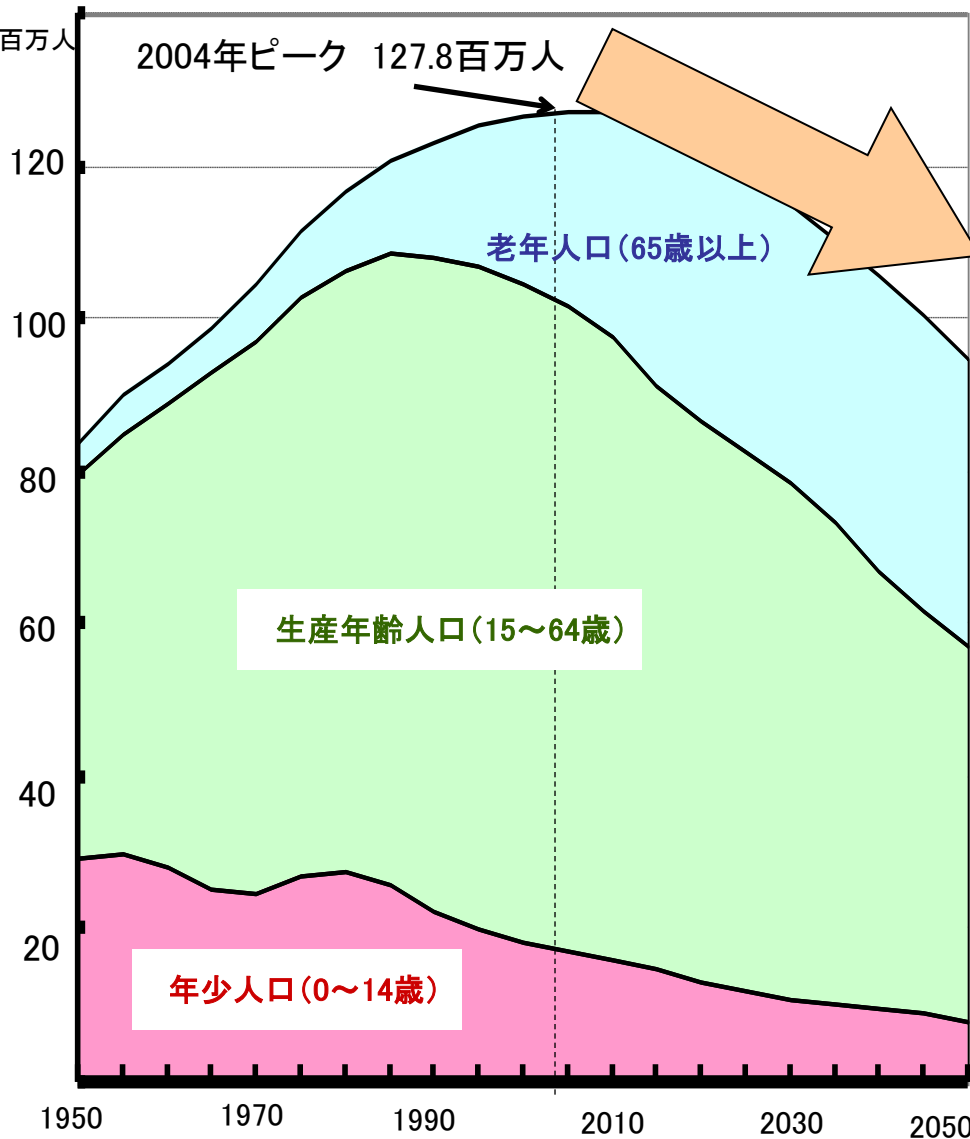
平成22年8月

国土交通省総合政策局政策課

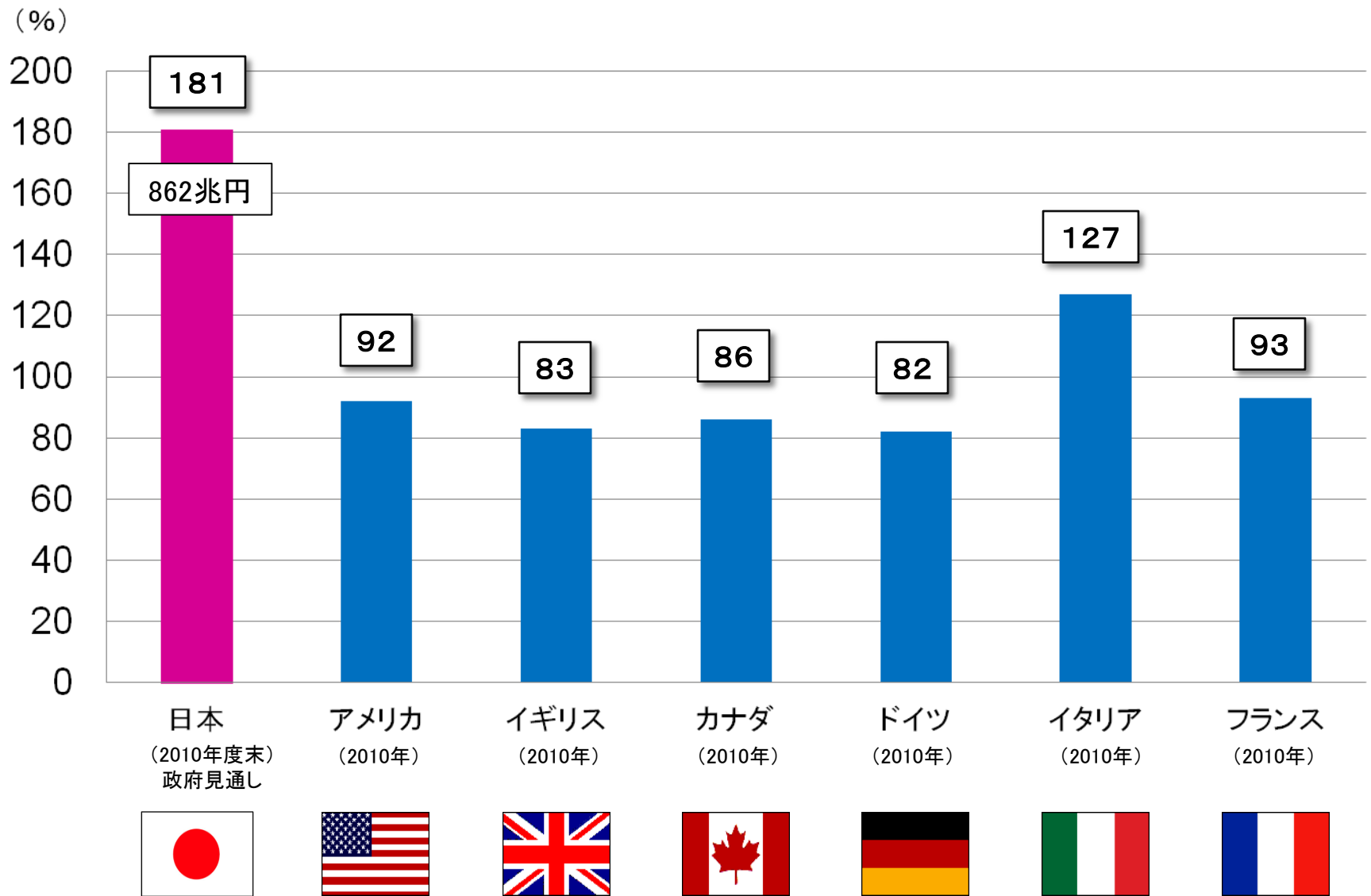
# 人口減少社会、少子高齢化社会の到来

我が国の人口は、2004年(1億2,779万人)をピークに減少。  
 また、2050年には、2004年比で**25%減少**(9,515万人)と推計。

高齢化率(人口に占める65歳以上の割合)は、今後、急速に  
 上昇し、2050年には**約40%**になると推計



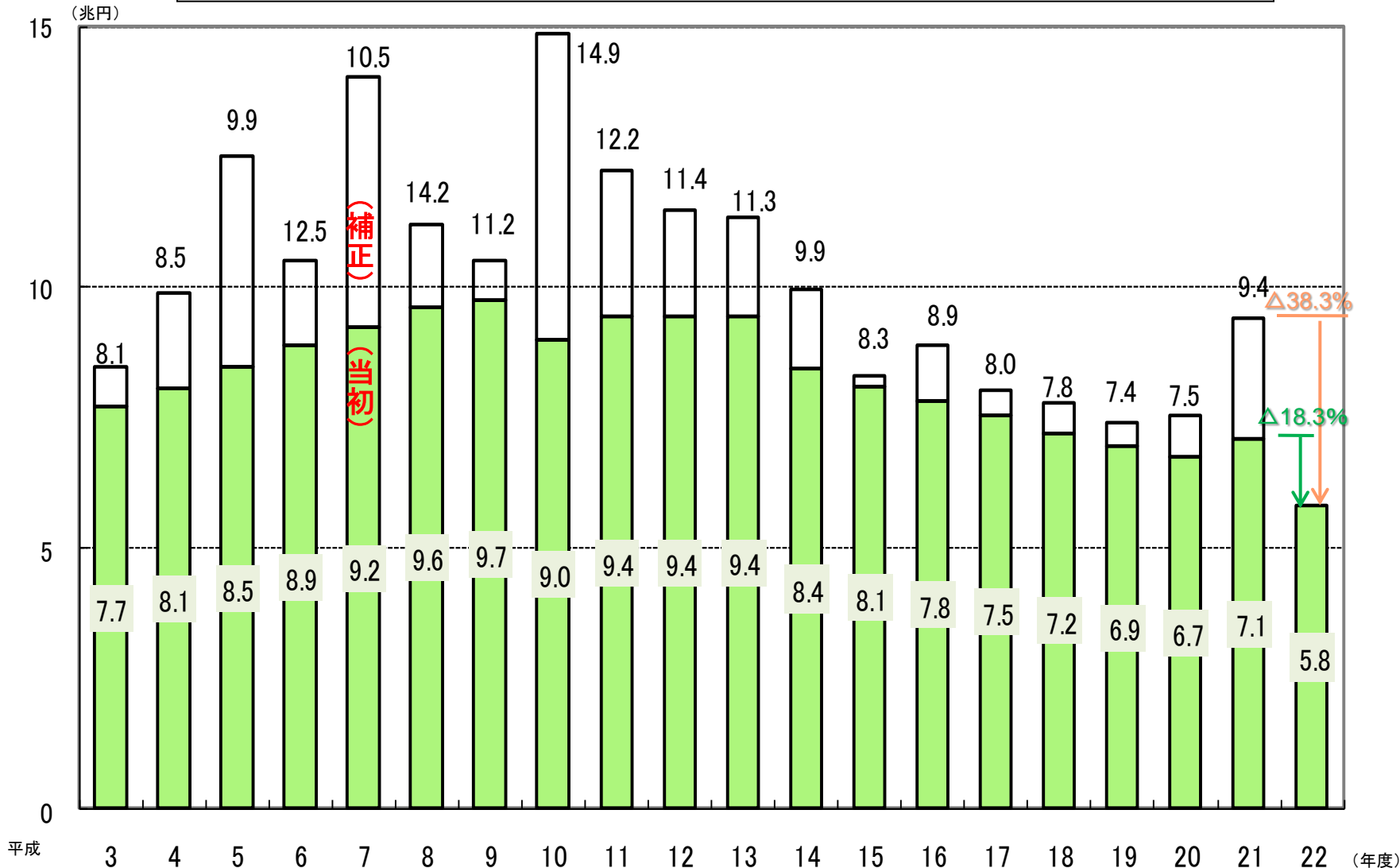
## 一般政府債務残高対GDP比の国際比較



(注1) 日本については、国・地方を合わせた長期債務残高(2010年度政府見通し)。

(注2) 諸外国の債務残高対GDP比については、OECD" Economic Outlook 86" (2009年12月)による。

公共事業関係費は平成10年をピークに年々減少。平成22年度は当初予算ベースで対前年度比18%の大幅な削減。



※平成21年度は、平成20年度で特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額(6825億円)が一般会計上に切り替わったため、見かけ上は前年度よりも増加(+5.0%)しているが、この特殊要因を除けば△4.5%である。

○ 国土交通省所管の社会資本を対象に、今後の維持管理・更新費について、次の2通りのケースを想定し推計。

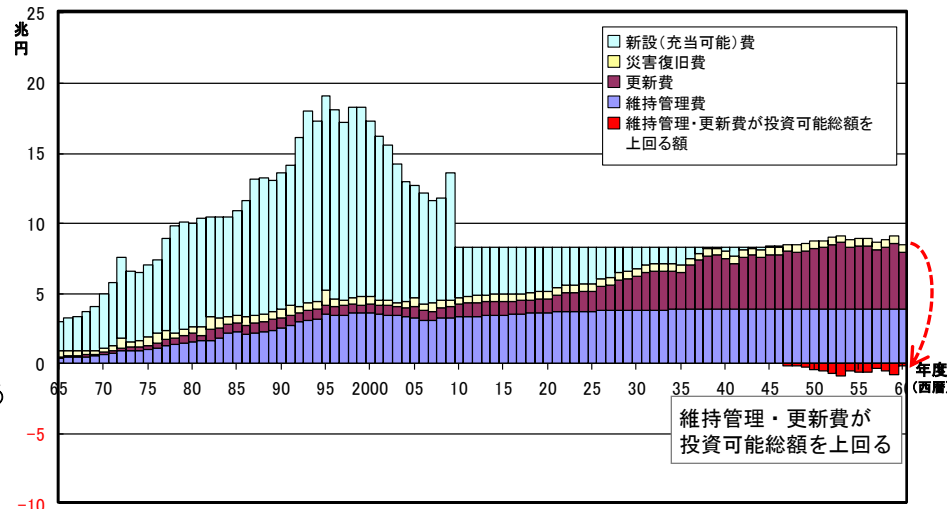
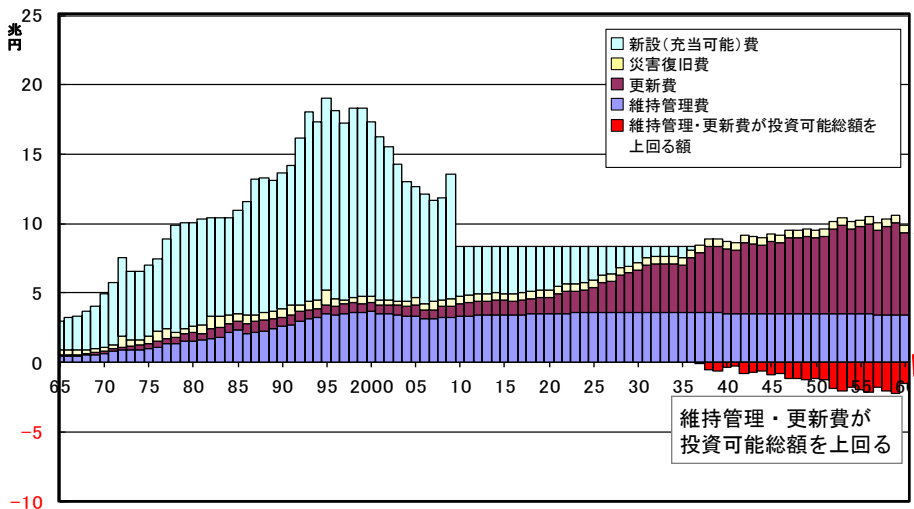
ケース1： 従来通りの維持管理・更新をした場合

ケース2： 予防保全の取組みを先進地方公共団体並みに全国に広めた場合

	ケース1 (従来通りの維持管理・更新をした場合の推計)	ケース2 (予防保全の取組みを先進地方公共団体並みに全国に広めた場合の推計)
維持管理・更新費が投資可能総額を上回る年度	2037年	2047年
2060年度までの間に更新できないストック量	2060年度までに必要と試算された更新費 約190兆円のうち 約30兆円	約6兆円

**ケース1**  
(従来通りの維持管理・更新をした場合の推計)

**ケース2**  
(予防保全の取組みを先進地方公共団体並みに全国に広めた場合の推計)



○ 国土交通省所管の社会資本8分野(道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸)を対象に、2060年度までの維持管理・更新費を推計。  
○ ケース2では、予防保全に先進的な取組みを行っている地方公共団体等にアンケート等を行い、予防保全を行うことによって変化する社会資本の耐用年数や維持管理費を想定し、先進的な地方公共団体等と同じレベルまで予防保全が導入されると仮定して推計。

## 1. 構成・スケジュール

趣旨: 我が国の人材・技術力・観光資源などの優れたリソースを有効に活用し、国際競争力を向上させるための成長戦略の確立

座長: 長谷川閑史 武田薬品工業(株)代表取締役社長 含め 計13名で構成

スケジュール: 昨年10月26日に立ち上げ、5月17日とりまとめ。平成23年度予算要求等に反映

## 2. テーマ

### 海洋分野

- 港湾部門の抜本的改善
- 外航海運の国際競争力強化

### 観光立国の推進

- 訪日外国人3,000万人プログラムの展開
- 創意工夫を活かした観光地づくりのための人材の育成
- 休暇取得の分散化の促進

### オープンスカイ

- 日本の空を世界へ、アジアへ開く(徹底的なオープンスカイの推進)
- バランスシート改善による関空の積極的強化
- LCCの参入促進による利用者メリット拡大

### 建設・運輸産業の国際化

- インフラファンドの創成
- コンセッション方式の導入によるPPP/PFIの実行
- 省庁横断的な国際展開支援組織の創成

### 住宅都市

- 世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化
- 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保
- チャレンジ25の実現に向けた環境に優しい住宅・建築物の整備

## 1. PFI制度の概況

(略) 少子高齢化・人口減少等を背景に今後税収の大幅な伸びが見込めず、社会保障関係費等の増大も懸念される中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新を確実にかつ効率的に進めるとともに、公共サービスの質的向上も図り、もって真に豊かな国民生活を実現するためには、PFIの積極的な活用は不可欠である。その中でも、独立採算型などにおいて適切なリスク移転がなされる事業形態や、特にこれまであまり事例のなかったインフラ整備等の大規模事業及び運営重視の事業の拡大に資するため、事業に参加する民間企業が行政と同等の競争条件で事業遂行できるよう、税財政上の支援のあり方も含め、PFI制度を見直していく必要がある。

## 2. 今後の対応の方向性

(略) PFIの事業規模については、PFIを推進するための制度の見直しを行うことを通じて、2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大を目指す。

### 個別の課題と対応の方向性

#### ① 規制緩和等

- イ 民間の創意工夫やノウハウを十分に活用し、民間事業者の提案を事業により反映させるため、民間事業者選定手続の整備を図る。
- ロ 民間事業者の参入意欲を高め、PFI制度を更に積極的に活用するため、PFIに関連する制度や運用の見直しを図る。
- ハ 公共施設等の整備を行う際に、まずPFI手法で整備することを検討する制度の導入に向け、対象施設や規模も含め検討を進める。
- ニ PFIを活用する範囲が限定されないことがないようにするため、船舶、人工衛星等の移動施設及び公的賃貸住宅をはじめとして、PFI施設の対象の見直しを行う。

- ホ PFI事業の円滑な実施に資する観点を含め、公務員の民間への出向の円滑化を図る。
- ヘ イからホまでのほか、PFI事業を実施するに当たって必要な規制緩和等については、民間事業者や公共施設の管理者の意見を聞いて、所要の措置を講ずる。この場合において、必要に応じ、特区制度の活用を図る。

## ② 民間投資の促進・インフラ整備

- イ 多様な投資家の参加を可能として民間の資金をより活用するため、SPC(特別目的会社)の株式の譲渡や契約上の地位の譲渡を弾力化するための措置を講ずる等、資金調達のための環境整備を図る。
- ロ 民間のリスク負担と経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る。また、コンセッション方式の導入を前提とし、公物管理権の民間への部分開放を実施する。このために、必要に応じてPFI制度において、既存の法制度の特例を設けるとともに、地方公共団体・民間事業者からの積極的な提案を制度改正に反映していくための仕組みを整える。さらに、コンセッション方式以外のPFI制度の積極的な活用を図る。

(略)

## ④ 地方公共団体への支援

- (略) 地方公共団体への適切な助言等を行うための支援体制の拡充を図る。



## (4) 観光立国・地域活性化戦略

### (大都市の再生)

大都市は、これまでは国の成長の牽引役としての役割を果たしてきたが、ソウル、シンガポール、上海、天津等の他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、国としての国際的、広域的視点を踏まえた都市戦略がなければ、少子高齢化もあいまって東京でさえ活力が失われ、国の成長の足を引っ張ることになりかねない。

このため、成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。この整備に当たっては、厳しい財政事情の中で、特区制度、PFI、PPP等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する。

### (社会資本ストックの戦略的維持管理等)

我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備され、現在、50年以上経過した橋梁は8%、トンネルは18%であるが、20年後には橋梁は51%、トンネルは47%に急増すると言われており、農業用水利施設は500箇所前後の施設が毎年更新時期を迎えることになり、今後は、国・地方の財政状況の逼迫等により、社会資本ストックが更新できなくなるおそれがある。このように高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化することを踏まえ、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要である。さらに、社会資本ストックについては、厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めるため、PFI、PPPの積極的な活用を図る。

## 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

### 14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進

国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある。そのため、PFI制度にコンセッション方式(※)を導入し、既存の法制度(いわゆる公物管理法)の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、PFI制度の拡充を2011年に行う。

これにより、PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す。

(新成長戦略より抜粋)

## IV 観光・地域活性化戦略 ～観光立国の推進～

早期実施事項  
(2010年度に実施する事項)

2011年度に  
実施すべき事項

2013年度までに  
実施すべき事項

2020年までに  
実現すべき成果目標

### 3. 社会資本の戦略的な新設・維持管理

**コンセッション方式(※)の導入等に係るPFI(民間資金等活用事業)制度の拡充**

公物管理の民間開放、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入の制度整備等PPP・PFIの更なる活用促進に向けた諸施策の実施

公共施設整備を行う際、まずPFI手法で整備することを検討する制度の導入に向けた検討

国及び地方自治体において今後見込まれる社会資本の更新需要の洗い出し

国及び地方自治体における社会資本の維持管理、更新投資等マネジメントに係る計画の作成の促進

道路・河川空間のオープン化等

地域や社会のニーズに対応した国有財産・独立行政法人保有資産の有効活用等

**社会資本ストックの効率的、戦略的な新設・維持管理の実現**

**2010年～2020年のPFIの事業規模：少なくとも約10兆円以上**

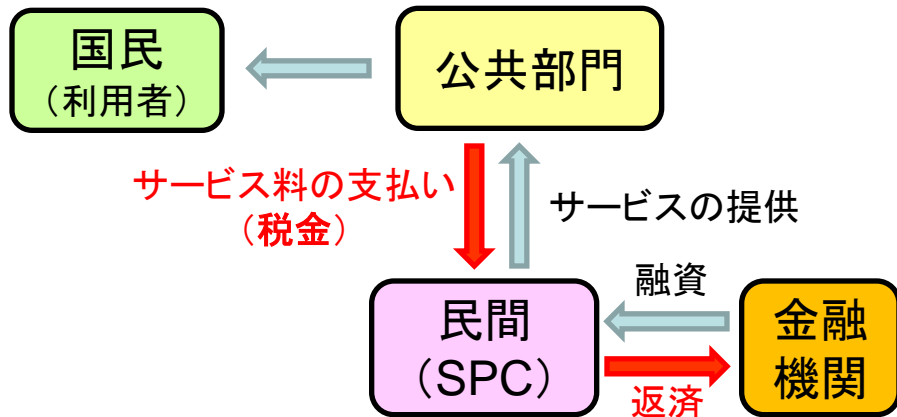
(PFI法施行から2009年末までの事業規模累計約4.7兆円の少なくとも2倍以上の拡大)

・地域再生等に係る利用促進  
・独法資産の実態把握に基づく見直しによる有効活用、国庫納付等の推進

## サービス購入型

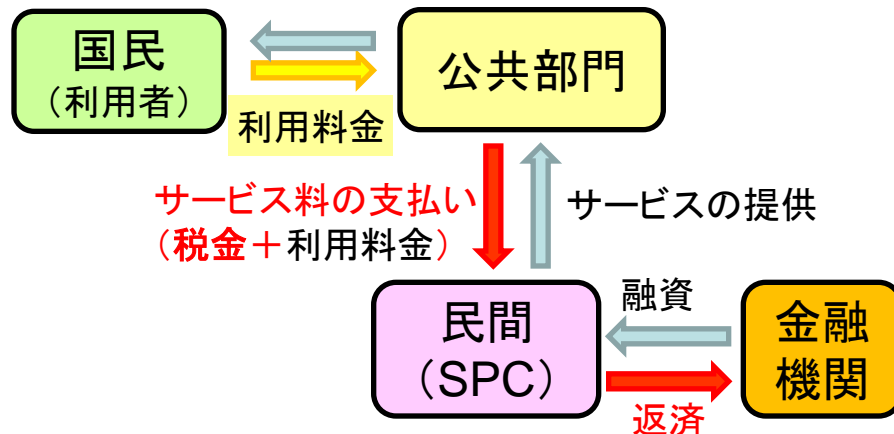
■ 利用料金のないケース（庁舎、宿舎、小学校等）

サービスの提供



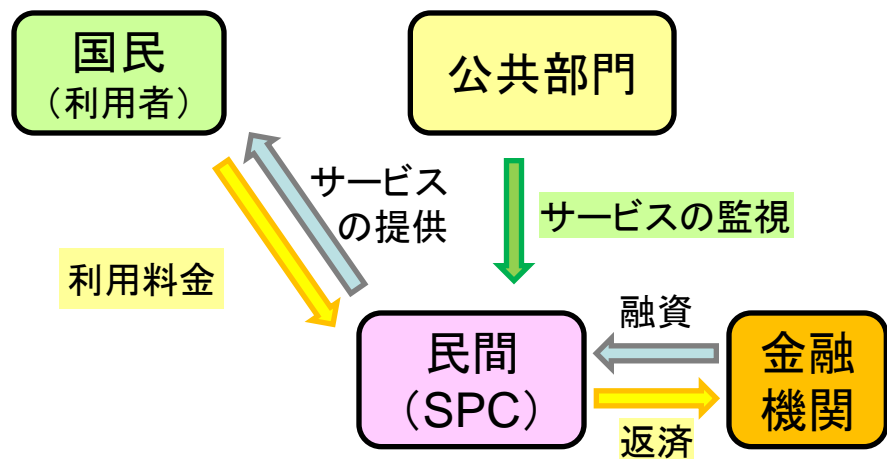
■ 利用料金のあるケース（公営住宅等）

サービスの提供



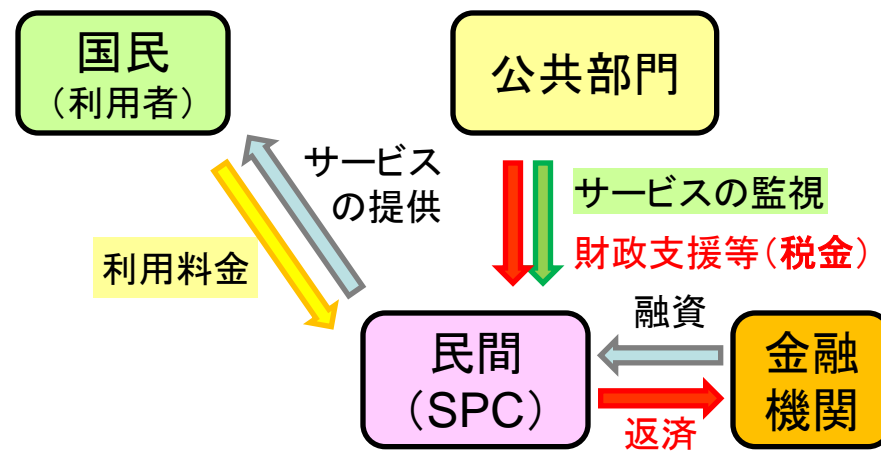
## 独立採算型

（羽田国際ターミナル、駐車場、コンテナターミナル等）



## 混合型

（体育館、プール等）



## BTO[Build Transfer Operate]

- 民間事業者が施設を建設、公共に所有権を移転した後、事業期間終了まで運営
- 一定程度の公共のリスク負担

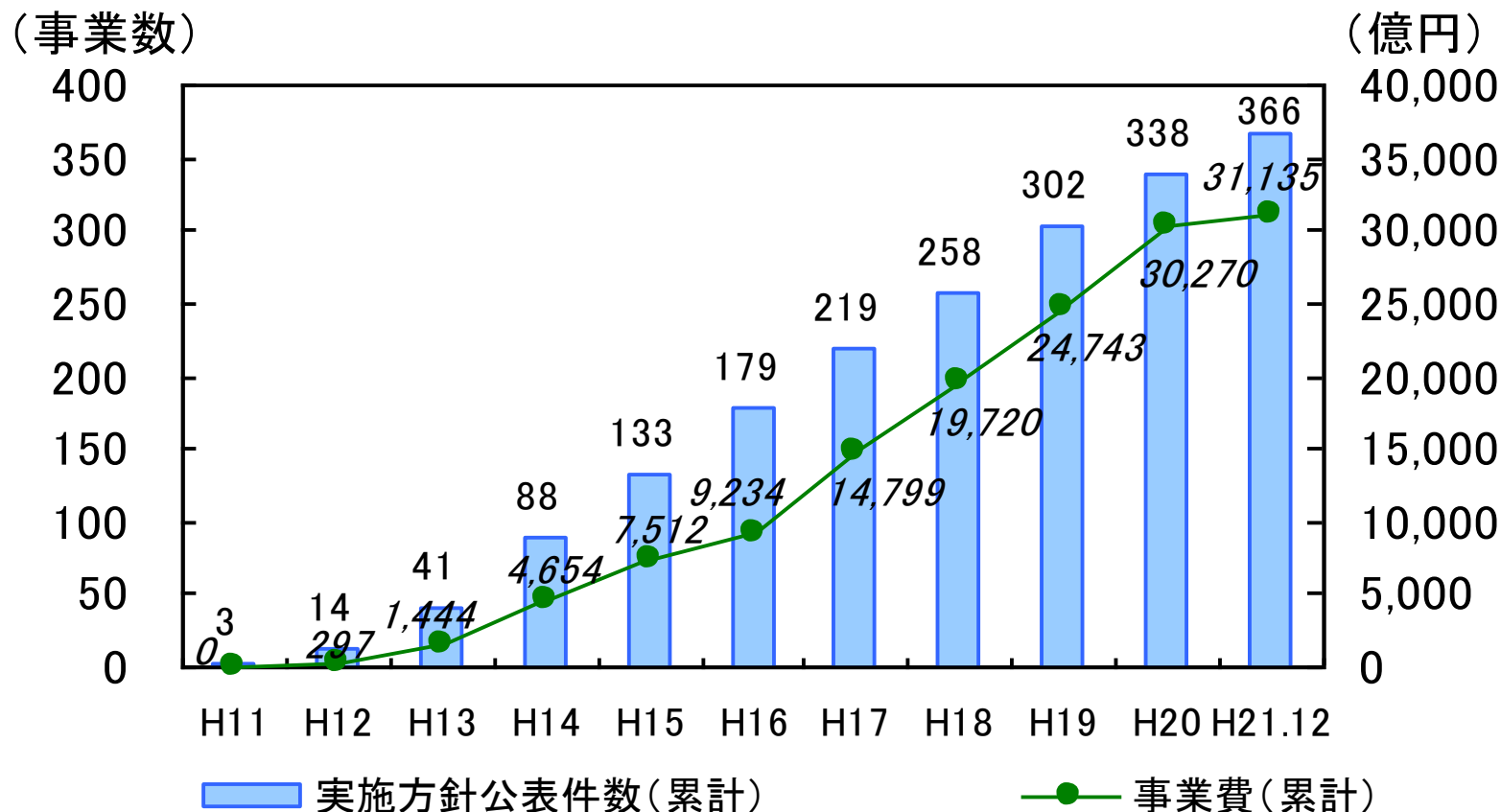
## BOT[Build Operate Transfer]

- 民間事業者が施設を建設、所有したまま運営し、事業期間終了後に公共に所有権を移転
- 事業期間中のリスクの大部分を事業者に移転
- 事業者が所有する施設について税負担が発生
- 民間のノウハウの発揮

## BOO[Build Own Operate]

- 民間事業者が施設を建設、所有したまま運営し、事業期間終了後に解体・撤去
- 民間の自由度が大きい

## 事業数(実施方針公表件数)及び事業費の推移(累計)



(注1) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業(3事業)、及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 事業費については、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の落札金額又は当初契約金額であり、内閣府において把握しているものの合計額。

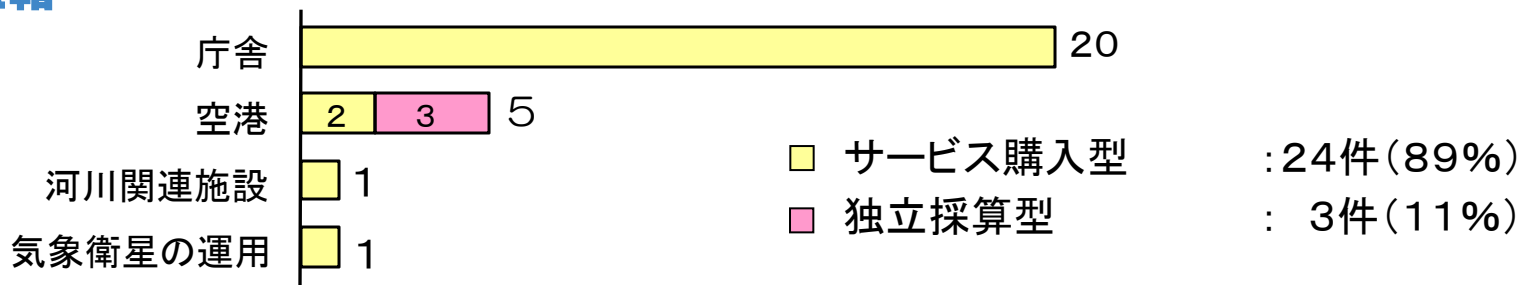
(出展:内閣府HP)

# PFI事業における課題について

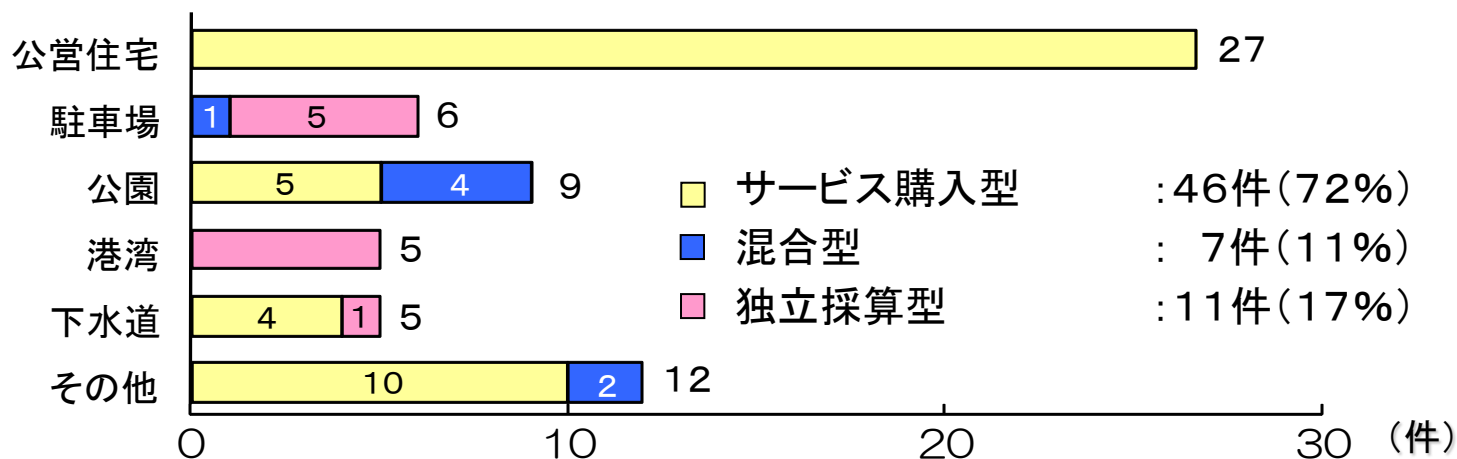
事業内容は、土木施設がほとんどなく、建築物が中心。  
 事業形態は、「サービス購入型」が77%を占める。

(平成22年1月1日現在)

## ■直轄



## ■地方公共団体



平成11年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)が施行

厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実に進めていくため、新たなPPP/PFI制度の構築を図るとともに、PPP/PFIの活用を推進する。

## インフラ整備や維持管理への民間資金・ノウハウの活用

### ➤ PPP/PFIを推進するための制度面の改善

コンセッション方式(\*)を新たに導入することや官民人材交流の円滑化を含めて、PPP/PFIに係る共通制度の改善を図るとともに、公物管理制度についても個別プロジェクトに対応した見直しを行い、特例を設ける。

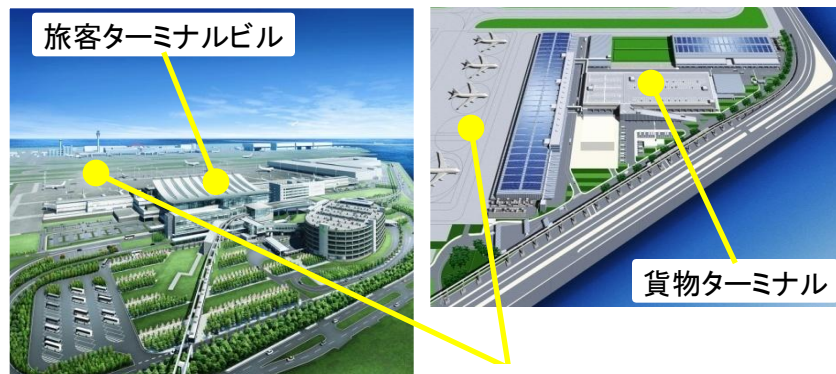
\*コンセッション：施設の所有権を移転せず、民間事業者がインフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式

### ➤ PPP/PFIの重点分野とプロジェクトの実施

空港、港湾、鉄道、道路、下水道を重点分野として、自治体・企業から事業提案を募集し、具体的なプロジェクトを形成、実施。行政財産の商業利用についても、経済の活性化を図る観点から積極的に支援する(インフラファンドの組成、案件形成のための支援策の創設等)。

- ・コンセッション方式の活用(関空・伊丹、鉄道等)
- ・港湾経営の民営化
- ・老朽化したインフラへの対応等(道路空間のオープン化)
- ・先端的民間技術の活用(水ビジネス)
- ・行政財産の商業利用(河川空間のオープン化、都市公園における民間事業者の活用) 等

### 【PFI事業例】羽田空港国際線地区におけるターミナル等の整備・運営



### 【PFI事業例】県営上安住宅整備事業(公営住宅の建替え)

事業地内に社会福祉施設、商業施設等を整備



22年度：自治体・企業から上記新制度を前提とした提案を募集  
 新たなPPP/PFI制度(共通制度、公物管理制度、税制)の実現を推進  
 23年度～：案件形成の支援を行うとともに、更なる制度改正を検討

- 財政支出が減少する中、民間の資金を活用して必要な公共サービス・インフラの維持・拡大を図るとともに、民間のノウハウと経営努力により、民間のリターンと国民・利用者の負担抑制を両立しつつ、より高いサービスの提供を実現する。
- このため、コンセッション方式※のPPP・PFIを新たに導入することも含めて、事業者からの事業条件、規制緩和等の積極的な提案を制度改正に反映していくための透明性の高い手続きを組み込むこと等による民間ノウハウを活用できる仕組みとすることにより、民間の創意工夫を最大限引き出せる仕組みを検討。



民間からの提案・要望等を踏まえた国土交通省成長戦略会議の検討・分析では、以下に示す6項目について、制度上の手当を検討することが必要。

※ 施設の所有権を移転せず、民間事業者にインフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。



1. **施設所有権を移転しないコンセッション方式の導入**
  - ・ 事業実施権限を例えば「事業権」という包括的な一つの財産権として位置づけ 等
2. **PFI促進税制の改善**
  - ・ 上記「事業権」について税法上の償却 等
3. **PPP/PFIにおける公務員の民間への出向を円滑化**
  - ・ 公務員の身分のままPPP/PFI事業者に派遣されることができる制度の構築
4. **新たなPPP/PFI事業に適合した調達手続きの設定**
  - ・ PPP/PFIの調達手続きとして、事業者との交渉手続きや既存案件も含めた事業実施までの手続きを明確に位置づけ
  - ・ PPP/PFI事業の投資持分の第三者売却を認める仕組みの構築 等
5. **PPP/PFI支援機関の創設**
  - ・ PPP/PFI事業に取り組む地方自治体に対する公的な支援機関の創設 等
6. **コンセッション方式の導入を前提とした公物管理権の民間への部分開放の実現**
  - ・ 「公物管理者」に代わって、PPP/PFI事業者による、施設の建設・維持管理、サービスや料金等の設定の自由度が増すよう、権限・業務範囲の拡大が必要
  - ・ 意欲のある事業者の提案、ニーズに即した対応が必要であり、アプライオリに全てのケースを想定した法改正を予めしておくことは困難であることから、必要に応じて既存の法制度に特例を措置する機能をPFI法に組み込むことが有効 等

## 事業の実施方針

PPP/PFIに係る共通制度面の改善が行われることを前提として、自治体・企業からPPP/PFI事業の提案を募集し、具体的なプロジェクトを形成し、必要に応じて予算措置を講じて順次実施する。その際、自治体・企業等がPPP/PFI事業の案件を形成、実施するに当たっての支援を行う。

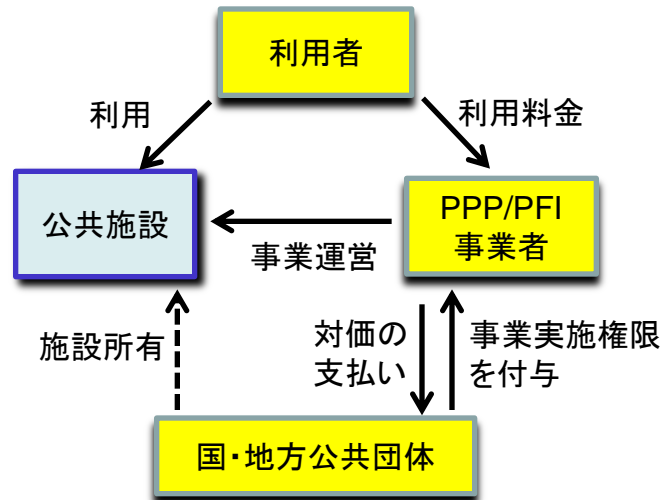
また、個別プロジェクトの形成、実施を通じて明らかとなった制度的な課題については、所要の法律改正等を速やかに実施する。

(以上、国土交通省成長戦略より)

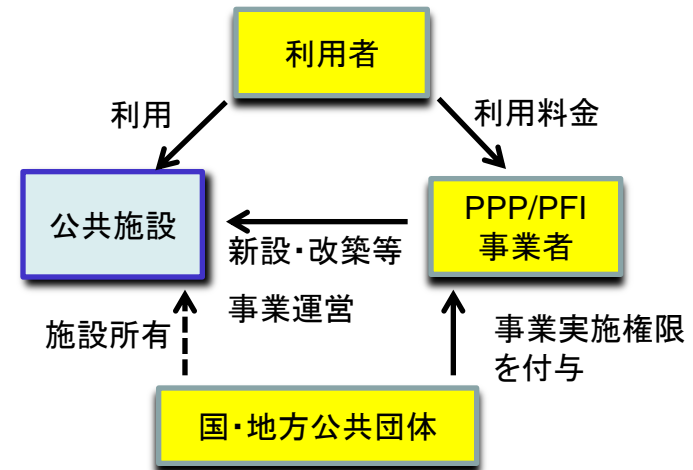
# コンセッション方式導入のメリット(現時点で想定されるもの)

コンセッション方式: 民間事業者に施設の所有権を移転せず、インフラの事業運営に関する権利(事業権)を長期間にわたって付与するPPP/PFI事業の方式

【既存案件でのコンセッション(イメージ)】



【新設・改築案件でのコンセッション(イメージ)】



## 【コンセッション方式を新たに導入するメリット】(現時点で想定されるもの)

- ① 今後の制度改正の内容如何によるが、事業権が一つの財産権として認められ、包括的な担保権の設定や税制上の償却が可能となる。
- ② 民間事業者に固定資産税等の課税が発生しない。
- ③ 既存事業の事業実施権限を売却し、地方公共団体等に一時金が入る形態とすることも可能であり、その場合には負債の圧縮が可能になる。
- ④ 完全民営化と異なり、施設所有権が公共側に残り、一定期間毎に事業者が入れ替わることが前提となるため、事業者間の競争が維持される。この結果、民間事業者の継続的な経営努力や事業価値の最大化へのインセンティブが働き、公的負担の最小化につながる仕組みとなる。
- ⑤ 事業継続に支障が生じたとき、国・地方公共団体等が所有権を有しているため、円滑な対応が行いやすい。

## 1. 提案の主体

- ①公共施設等の管理者等 : 地方公共団体、地方公社 等
- ②民間事業者 : 民間企業、NPO法人、一般社団、一般財団 等

## 2. 想定している事業の内容

### ①対象施設

国土交通省所管事業に係る施設全般を対象とします(地方公共団体、直轄、独立行政法人等の事業のいずれも可とします)。

### ②対象業務

上記施設の新設、改築、維持管理、運営、更新、及びこれらに関する資金調達や事業者選定に係る業務を含み、サービス購入型、独立採算型、混合型のいずれの類型であっても構いません。

公共施設等の管理者等や民間事業者の創意工夫を幅広く受け入れますので、ご提案下さい。

注1: なお、国土交通省成長戦略において、PPP/PFI を推進するための制度面の改善や、PPP/PFI 導入の重点分野を示していますので、これらに関連する積極的なご提案もお願いします。

注2: 行政財産の商業利用等(「港湾経営の民営化等」「道路空間のオープン化等」「先端的民間技術の活用(水ビジネス)」「行政財産の商業利用」)については、別途検討が行われているため、今回の募集対象としません。

## 3. 募集する提案の内容

『新たなPPP/PFI事業』※の提案として、以下のいずれかに当てはまる提案の提出をお願いします。以下のいずれかの項目のみの提案でも、複数の項目への提案のみでも構いません。

別紙様式「新たなPPP/PFI提案書」に必要事項をご記入のうえ、提出して下さい。

### ① 地方公共団体等の事業における案件化検討に関する提案

対象業務に掲げた内容について、地方公共団体、地方公社等の事業において案件化を検討したい事業があれば、提案をお願いします。

なお、この提案は公共施設等の管理者等による単独提案か、公共施設等の管理者等と民間事業者による共同提案を受け付けます。

### ② 国土交通省直轄事業等における案件化検討に関する提案

対象業務に掲げた内容について、国土交通省の直轄事業、独立行政法人等の事業において案件化が可能と考えられる事業があれば、提案をお願いします。

なお、この提案は前ページの「提案の主体」からの提案を受け付けます。

### ③ 制度や規制の改善に関する提案

実施や提案を検討している事業において、これを妨げている制度や、必要にもかかわらず整備されていない制度があれば、改善や整備の提案をお願いします。

なお、この提案は前ページの「提案の主体」からの提案を受け付けます。

## 『新たなPPP/PFI事業』の例

- i コンセッション方式※の導入を目指すもの  
※民間事業者に施設の所有権を移転せず、インフラの事業運営や開発に関する権利を長期間にわたって付与する方式
- ii 新しい投資スキームの導入を目指すもの  
例：インフラファンドの造成を伴うスキーム、PPP/PFI事業の投資持分の第三者売却を認めるスキーム 等
- iii 公の持つノウハウを活用して新たな民間ビジネス領域の創出を図るもの  
例：民間にない技術的ノウハウを有する公務員を長期に、PPP/PFI事業主体に派遣することにより、新しい民間ビジネスの創出を目指すもの
- iv PPP/PFIを行う事業者を選定する手続きにおいて、いわゆる多段階選抜や競争的対話方式等の導入を目指すもの
- v PPP/PFI事業者による施設の建設・維持管理、サービスや料金等の設定の自由度の増大を図るなど公物管理の民間への部分開放に取り組むもの
- vi その他

## 【募集期間】

平成22年9月1日(水)から平成22年11月30日(火)まで

※現在のPPP/PFI事業制度の見直しを含むご提案については、できる限り早期にご提出下さい。(事前の相談も受け付けております。)

# 新たなPPP/PFI事業の案件形成のスケジュール(案)

新たなPPP/PFI事業の提案の募集を全国説明会終了後の9月1日から11月30日まで行うとともに、個別相談により課題の検討、案件のブラッシュアップを実施。

